

第62号議案

一般職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する  
条例設定について

一般職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり  
設定するものとする。

令和4年3月15日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

一般職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例  
一般職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和28年八王子市条例第24号）  
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1・2 (略) 3 前項の規定は、 <b>令和5年3月31日</b> までの間で市規則で定める日（以下「失効する日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効する日前に前項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった危険業務手当で、失効する日以後に支給するものについては、同項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。	附 則 1・2 (略) 3 前項の規定は、 <b>令和4年3月31日</b> までの間で市規則で定める日（以下「失効する日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効する日前に前項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった危険業務手当で、失効する日以後に支給するものについては、同項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。